

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発第 1206001 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

《適用日》 平成 14 年 12 月 6 日(金)

《新規収載項目》

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分	備考
乳頭分泌液中 HER2 タンパク測定	310 点 生化学的検査 () (130 点)	「D009」 腫瘍マーカーの「15」 に準じる	乳頭分泌液中 HER2 タンパク測定 ア. 乳頭分泌液中 HER2 タンパク測定は、乳頭異常分泌患者に対して非腫瘍性乳癌を強く疑って、EIA 法により、乳頭分泌液中の HER2 タンパクを測定した場合に限り、区分「D009」腫瘍マーカーの「15」に準じて算定する。 イ. 乳頭分泌液中 HER2 タンパク測定及び本区分の「15」の乳頭分泌液中 CEA 精密測定を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
血清中 HER2 タンパク測定	「B001」 特定疾患治療管理料の「3」の悪性腫瘍特異物質治療管理料「ロ」(測定方法が精密なもの)	「D009」 腫瘍マーカーの「15」 に準じる	血清中 HER2 タンパク測定は、乳癌であると既に確定診断され、かつ HER2 タンパク過剰発現が認められている患者又は他の測定法により、HER2 タンパク過剰発現の有無が確認されていない再発乳癌患者に対して、EIA 法により行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分「D009」腫瘍マーカーの「15」を測定した場合に準じて、区分「B001」特定疾患治療管理料の「3」の悪性腫瘍特異物質治療管理料「ロ」を算定する。

《包括規定の注釈の変更》

対象項目	医科点数表 区分	備考
腫瘍マーカー包括	「D009」 注3	「注3」に係る規定は、「4」から「14」までに掲げる検査と「8」中の尿中遊離型フコース、「12」中の尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン 分画コア定量（HCG コア定量）精密測定、 <u>「15」の乳頭分泌液中CEA精密測定又は乳頭分泌液中HER2タンパク測定</u> を同一日に行った場合にも、適用する。

《検査法追加項目》

検査項目	実施料・ 判断料区分	医科点数表 区分	追加された 検査法	備考
ヒアルロン酸	260点 生化学的検査 () (150点)	「D007」 血液化学検査 の「36」	LBA法	ヒアルロン酸は、サンドイッチ バインディング プロテイン アッセイ法、 ¹²⁵ による競合法を用いたバインディング プロテイン アッセイ法、 <u>L A法</u> （測定機器を用いるもの） <u>又はL B A法</u> による。ただし、本検査は慢性肝炎の患者に対して、慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる。
HER2 タンパク	950点 病理学的検査 (146点)	「D101-2」 その他の病理 組織検査の 「3」	E I A法	「3」のHER2 タンパクは、半定量検査 <u>又はE I A法</u> を行った場合に限り算定する。 なお、「D101」病理組織顕微鏡検査を別に実施した場合も、所定点数を別に算定できる。

LBA : Liquid-phase Binding Assay